

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

} 様

岐阜県健康福祉部長

『「第7波」の終息に向けて』について

新規陽性者数の減少に伴い、9月に入って以降、病床使用率も5割を安定的に下回り、直近では2割台となっています。また、新型コロナ以外の、一般病棟における入退院や救急医療の制限もピーク時の半数以下の水準まで減少しており、徐々にではありますが、保健医療体制のひっ迫は緩和されつつあります

こうした状況に鑑み、本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、8月5日から実施されていた「岐阜県B.A. 5対策強化宣言」については、特段の状況変化がない限り9月30日の期限をもって解除されることとなりました。

しかしながら、減少傾向が続いているとはいえ、毎日千人規模で新規陽性者が確認されていること、今後、冬場にかけて季節性インフルエンザと同時流行する可能性が懸念されることなど、課題や懸念材料は依然として残されています。

このため、同本部において、別添のとおり『「第7波」の終息に向けて』が決定されました。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、当対策の趣旨に基づき、引き続き、感染拡大防止対策の継続をお願いします。

記

○高齢者・障がい者福祉施設における従前の対策からの主な変更点（下線部）

- 施設職員への予防的検査を10月末まで延長するとともに、実効性を確保するため検査の頻回受検を促進（変更前：9月末）

[添付資料]

- 『「第7波」の終息に向けて』（令和4年9月22日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		